二　電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十一年国土交通省告示第三百五号）

三　エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令に基づき建築物調査講習の講習科目ごとの時間等を国土交通大臣が定める件（平成二十一年国土交通省告示第三百六号）

四　住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針（平成二十一年国土交通省告示第六百三十四号）

五　エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成二十五年経済産業省国土交通省告示第一号）

六　住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成二十五年国土交通省告示第九百七号）

附　則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第千四百三十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）並びに関係法令の規定に基づき、評価方法基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月二十一日　国土交通大臣　石井　啓一

評価方法基準等の一部を改正する告示

（評価方法基準の一部改正）

第一条　評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第5の5－2(2)イ②中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改める。

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における計算方法等に係る事項を定める件の一部改正）

第二条　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第1の3中「第8条第1号イ」を「第10条第1号イ」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第九条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件の一部改正）

第三条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第九条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第九条第一項第三号」を「第三十二条第一項第三号」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の規定により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを定める件）

第四条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の規定により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三条」を「第十三条」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第十二条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める者を定める件の一部改正）

第五条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第十二条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める者を定める件（平成二十八年国土交通省告示第四百三十一号）を次のように改正する。

題名及び本則中「第十二条第二号」を「第四十条第二号」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の規定に基づき、登録適合性判定員講習の講義に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件の一部改正）

第六条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の規定に基づき、登録適合性判定員講習の講義に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件（平成二十八年国土交通省告示第四百三十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十七条第四号」を「第四十五条第四号」に改める。

表上欄中「第十七条第三号イ」を「第四十五条第三号イ」に改め、「第十七条第三号ロ」を「第四十五条第三号ロ」に改め、「第十七条第三号ハ」を「第四十五条第三号ハ」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の規定に基づき、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を定める件の一部改正）

第七条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の規定に基づき、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を定める件（平成二十八年国土交通省告示第四百三十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二十八条第二号」を「第五十六条第二号」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の規定に基づき、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を定める件の一部改正）

第八条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の規定に基づき、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を定める件（平成二十八年国土交通省告示第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三十一条第二号」を「第七十一条第二号」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針）

第九条　建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成二十八年国土交通省告示第四百八十九号）の一部を次のように改正する。

1の(1)⑥中「第8条第1号ロ」を「第10条第1号ロ」に、「第9条及び第10条第1項」を「第11条及び第12条第1項」に改める。

1の(1)⑧中「第8条第1号イ」を「第10条第1号イ」に改める。

1の(3)中「第8条第1号イ」を「第10条第1号イ」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　図面縦覧場所

一般国道　七号　大館市立花字街道脇四番一から同市餅田字向田二〇六番まで　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

占用を制限する区域